

## 平成27年度第1回小田原市文化財保護委員会 会議概要

日 時 平成27年7月10日（金）午後1時30分～5時30分

場 所 開会～正副委員長選出：小田原市郷土文化館会議室  
現地視察：江戸城石垣石丁場跡（早川石丁場群関白沢支群）  
会議：小田原市役所3階全員協議会室

出席者 文化財保護委員  
相澤委員（委員長）、勝山委員（副委員長）、岡本委員、吉良委員、鳥居委員、  
中村委員、松蔭委員、吉田委員  
※欠席委員 岩橋委員、平田委員  
小田原市  
教育委員会：栢沼教育長  
文化部：諸星部長、杉崎副部長  
文化財課：大島課長、山口担当副課長、渋谷係長、相川主査、飯山主任、  
下澤主事

### 概 要

- 1 開会
- 2 委嘱式
- 3 教育長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 職員紹介
- 6 正・副委員長選出  
栢沼教育長が仮議長となり、互選による正・副委員長の選出を行った結果、委員長に相澤委員、副委員長に勝山委員がそれぞれ選出された。
- 7 現地視察【江戸城石垣石丁場跡（早川石丁場群関白沢支群）】
- 8 議事
  - (1) 諮問事項
    - ア 江戸城石垣石丁場跡（早川石丁場群関白沢支群）の意見具申について（資料1）  
事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

### 【質疑応答】

（事務局）文化財課長より補足説明

史跡小田原城跡の場合、追加指定については、史跡の価値がある程度定まっている

中で報告事項として扱っていた。本案件は新規の史跡指定となり、石垣山の史跡指定以来の案件となる。文化財保護法第109条により史跡の指定自体は、文部科学大臣が行うこととされているが、第189条により「都道府県及び市町村の教育委員会は、文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣及び文化庁長官に対し意見具申をすることができる。」とされている。さらに運用上の解釈として、通常、所在地の市町村等による基礎的準備措置が行われ、文化庁職員により権利者の同意や他の公共団体との調整が確認され当該物件指定後の保存管理方針の概要が把握されるに至った段階で、地方公共団体から意見具申書が提出され文化財指定の手続に入ることが多い、とされている。そうした解釈の中で、小田原市教育委員会が意見具申を行うにあたり、本委員会にて史跡指定の方針について答申を行うために諮問事項として協議していただくというものである。

(相澤委員長)

事務局の説明のとおり、この場では国史跡としてふさわしいかどうかを議論していただきたい。委員会として意見具申が妥当だと教育委員会に答申していくものと考えますが、委員の皆様にご意見を伺いたい。

(松蔭委員)

意見具申書(案)の文中に加藤肥後守の刻印についての記載があるが、意見具申書に記載しない方が良いのではないか。

(事務局)

当該部分については様々な意見がある。史跡の範囲外の部分ではあるが、資料として残っている事項に関しては、今後の議論のそ上に載せるためにも記載していきたいと考えている。

(松蔭委員)

あえて意見具申書に記載する必要がないと考える。市民は記載があると「その通り」と誤解してしまう。慎重に判断すべきだと思う。

(事務局)

意見具申書は史実をくまなく記載する必要がある。当時のものか、後世のものかは別として、石垣山にそうした石があることは事実であり、意見具申書に記載する必要があると考えている。

(相澤委員長)

意見具申書の提出はいつごろになるか。

(事務局)

7月末に神奈川県を通じて文化庁に提出する。

(相澤委員長)

慎重に検討してもらいたい。

(鳥居委員)

少ない情報から、史実か否かの判断を行うことは難しい。「～と考えられる」といったような表現で、断定を避けるようにしたらよいと思う。

なお、資料1の2ページ、下から7行目に「この頃には石材を加工する技術が根付いていったと考えられる」と記載があるが「この頃」を指すのはいつか。永仁年間以降の長い範囲を指すのかどうか。

(事務局)

1行上の小田原城下山角町遺跡第Ⅳ地点の記載を受けており、15世紀末～16世紀初頭を指している。

(鳥居委員)

小田原市域やその近辺には、南北朝時代へ遡る居神神社の古碑や、鎌倉時代の曾我祐信の墓塔、大井町の余見塔などの存在もあるので、あまり狭い期間にする必要はないと思う。

(岡本委員)

史跡指定の範囲内に道路があるが、道路も史跡指定するのか。

(事務局)

ターンパイクや市道2390があるが、これらの道路は斜面に建設されているので、かなり切土をしている。また市道2390については調査を行っており、遺跡は消失していると判断できる。今回の指定からは除外する方向で考えている。

(岡本委員)

史跡指定に同意を得た2/3程度の土地は地図上の分布はどうなっているのか。

(事務局)

55名中31名は同意を得ており、同意を得ていない24名のうち5名は同意できないとの回答をもらっている。その他の19名は現在検討中である。同意をいただけない5名の土地は指定範囲の外周部の地域にあるため、分断されることはない。しかし、検討中の方の土地の中で、同意が得られなければ指定範囲が分断される恐れがある土地がある。

(岡本委員)

視察した中で石の集中している場所があったが、土地所有者はどうか。

(事務局)

検討中の土地に入るが、前向きに検討いただいているという感触を得ている。

(松蔭委員)

意見具申書に記載する保存管理については方針の段階でよいのか。

(事務局)

方針で構わない。

(相澤委員長)

文章上の表現の問題等もあるようだが、文案については指摘のあった箇所を踏まえて、委員長、副委員長、事務局とで調整させていただくことでよろしいか。また、本案件については小田原市教育委員会に意見具申する旨答申することによろしいか。

異議なし

## (2) 協議事項

ア 市指定天然記念物「前川近戸神社の社叢」について（資料2）

事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

### 【質疑応答】

(相澤委員長)

植物が専門であり、現地を確認した勝山副委員長の意見を伺いたい。

(勝山副委員長)

今回の対象範囲は、社殿、参道、農道の周辺である。価値のある樹木としてはモッ

コクがあるが作業範囲からは外れた。また、神社入り口左側のシイの大木も、道の反対側の家の持ち主が拡幅にご協力いただけるとのことで伐採の必要がなくなったため、社叢の形状に大きな影響は与えない。農道沿いの樹木についてもこの際整理された方が良いと思う。

当該社叢は原生林ではなく、人の手が入っても問題はない。そもそも植物は光の当たる場所に枝を伸ばす。本件でも社殿の上や農道といった、明るい場所に伸びた枝を剪定する目的も大きい。今後の管理のためにも、木が大きくなって手が付けられなくなる前に剪定や危険木の伐採は行った方が良いと考える。

(相澤委員長)

社叢の特徴はどのようなものか。

(勝山副委員長)

照葉樹の森であり、主の樹木はクス、カシ、スダジイなどであるが、重要な樹木としてはモッコクやモクレイシがある。

(相澤委員長)

今回の整備でそれらは損なわれないのか。

(勝山副委員長)

問題ない。

(松蔭委員)

天然記念物の指定は範囲かそれとも樹木か。

(事務局)

範囲である。

(相澤委員長)

樹叢の価値は損なわれず景観も変わらないとの意見があった。事務局は作業について所有者と協議し、適正に手続きが行われるように指導していただきたい。

### (3) 協議事項

ア 平成26年度文化財課主要事業の結果について（資料3-1、3-2）

事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

【質疑応答】

(松蔭委員)

文化財保護委員会の開催は1回と決まっているのか。昨年2~3回実施したらどうかと意見をしたが、結局は1回のみであった。

(事務局)

昨年は案件等の調整のため、1回の実施となったが、1回と決まっているわけではない。

(松蔭委員)

緊急発掘の対応については、文化財保護委員会に諮るべき案件ではないかと考えるがどうか。行政だけの判断で方針を決めてはいけないのではないか。様々な意見を取り入れる必要があるのではないか。

(事務局)

緊急発掘の案件によっては、ご意見を頂きたいこともあるが、全てを文化財保護委員会で協議することは難しい。専門の先生には必要に応じて意見を伺っていきたい。

(相澤委員長)

保護委員会について年1回の開催というのは少ないと思う。適時開催するようにお願いしたい。

(松蔭委員)

昨年もお願いしたが、発掘調査に至る過程が良くわからない。協議や指導の過程について書かれていない。また、開発部局への意見や発掘結果に対する文化財課の対応もわからない。

(事務局)

緊急発掘調査について、神奈川県からの通知には重要なものは協議する旨の記載があるが、通常は記録保存が前提で工事が行われている。開発部局に対して特に報告は行わず、万が一保存ということになれば所有者との調整で行っている。

「備考欄」に工事立会い（設計変更）との記載があるが、これは立会によって遺構が確認されたものの、事業者の協力により設計変更によって遺構を壊さないよう工事内容等を変更したものである。

基本的な考え方は遺跡を残すことである。試掘の結果遺物が出た場合に、工事が遺

跡に影響を及ぼさないよう、まずは指導を行い、やむをえない場合は発掘調査を行うものである。そうした取組みの努力が備考欄に表れているとご理解いただきたい。

(松蔭委員)

文化財課がどのように関わったかが重要である。かつて協議の結果、遺構の保護に協力いただき、遺構に影響を及ぼさないように木造2階建てにしてもらった建物の隣に、3階建てが建っては市民から見て不平等に見えるのではないか。行政としての一貫性に欠けるのではないか。協議の過程が大切であり、それが分かるようにしてもらいたい。

(事務局)

時間が経過して社会情勢の変化の中で対応が変化しても、それが不平等になるとは限らない。

(相澤委員長)

「備考欄」に反映されているとのことだが、わかりにくいところもあると思うので。もう少し欄の説明をわかりやすくしてもらえれば良いと思う。

(事務局)

検討する。

イ 平成27年度文化財課主要事業の予定について(資料4)

事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

#### 【質疑応答】

(松蔭委員)

史跡石垣山整備事業について、石垣山歴史公園の表面管理はみどり公園課だと思うが、石垣保全の市内部での役割分担はどうなっているか。

(事務局)

石垣対策などの文化財的な性質の強い部分は文化財課が行うが、設計や工事発注についてはみどり公園課が行うなど役割分担をしている。

(松蔭委員)

石垣山井戸曲輪の石垣の計測はどのように行ったか。計測による状況はどうか。

(事務局)

石垣の変異の計測については、ワイヤーを一定期間張りその移動量を計測する調査を2年にわたり行った。結果、直ちに状態が悪化しているというわけではなかったが、下に降りていく途中の正面の箇所については、石垣が孕んでいることから、ネットを使用した工法により保全対策を行った。

(松蔭委員)

当該箇所の復旧をすとしたら下から積み上げていくしかないとも思う。非常に大規模な工事になると思うが、文化庁との協議についてはどのような状況か。

(事務局)

文化庁とはすでに現地調査を含めて協議を行っており、当初の石垣の積み方を完全に復元することが現在の技術では難しいことから、現段階ではネットを利用した工法により安全対策を講じ、将来復原ができるようになる時代に備えていくという方向で対策を講じているものである。井戸曲輪内に降りられないのは、ネットの問題ではなく、他に突き出してしまう石があるためで、対応を検討している。

(松蔭委員)

石垣の間から木が生えている箇所がある。成長すれば石垣を壊してしまう。石垣に隣接する樹木については、みどり公園課と協議して対応する必要があるのではないか。

(事務局)

石垣山の危険箇所については、井戸曲輪対策工事に入る前に調査によって把握しているが、状況の変異も考慮しながら、また、情報提供もいただきながら対応を検討してまいりたい。

(松蔭委員)

危険箇所ではなく、将来的に問題となると思われる箇所について述べている。

(相澤委員長)

意見があった旨を考慮してもらいたい。

ウ 国指定史跡の追加指定について(資料5)

事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

【質疑応答】 なし



エ 小田原城天守模型等の調査研究報告（最終報告）について（資料6）

事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

**【質疑応答】**

（相澤委員長）

全国的にも例が少ない画期的なものである。西先生が亡くなられてしまい大変残念であるが、この報告書が完成して良かった。報告書は専門的な内容であるが、市民向けにわかりやすいものを発行してもらいたい。

（事務局）

報告書は委託契約の中で200部を発行した。研究チームからも有償で発行したい旨の意見が出ている。今後調整して、教育委員会として有償での発行を検討していきたい。

（4）その他

ア 市指定史跡「稲葉一族の墓所」について

（勝山副委員長）

昨年、倒木被害を受けた「稲葉一族の墓所」はどのようなになっているか。

（事務局）

現地は被害を受けたときの状況のまま立入禁止になっている。墓所は寺の所有物であり、寺の行動を市が助けるとするのが基本となる。寺としては直さなければならないとは考えているが、金額も大きくすぐには動けないと伺っている。

（松蔭委員）

市指定文化財であるので、復旧は寺の意向だけではないのではないか。

（事務局）

文化財保護法の趣旨では所有者が対応することとなっており、市はその補助を行うものである。市としても問題を解決したいと考えており、寺と協議を継続している。

イ 古代千代寺院跡研究部会について

（岡本委員）

千代部会の報告書刊行はどのようなになっているか。

(事務局)

残りの作業は報告書をまとめるだけであるが、予算措置の問題等もあり、着手できていない。ご執筆された三津木前委員も亡くなり時間もたっており、少しでも早く刊行したいと考えている。

ウ 議題について

(松蔭委員)

史跡の追加指定に係る話、国史跡指定地の対応の問題、指定史跡の説明の齟齬の問題の3点について、文化財保護委員会の中でも協議してもらいたいことがある。

(相澤委員長)

課題については、できれば事前に文化財課と協議いただきたい。

(松蔭委員)

昨年9月に打ち合わせを行ったが、そのままになってしまっている。

(相澤委員長)

重要な案件については文化財保護委員会で議論していきたいので、もう少し開催数を増やしたほうがよいと思う。

考古の発掘調査については、来年度から備考欄の記載を工夫していただきたい。

エ 弁財天曲輪の買い上げについて

(松蔭委員)

タウンニュースでの報道があったが、用地を取得するのか。

(事務局)

取得する。

以上